

保健師人材の養成・確保・育成に関する検討報告書（概要）

別紙

（目指す姿）多様化、高度化する住民のニーズや健康課題に的確に対応できるよう、本県の行政保健師数を全国平均並みに引き上げ必要数が確保される。そして、住民の健康の保持増進や回復を図るための様々な活動を展開し、推進できる保健師の育成を目指す。

I 趣旨

- 少子高齢化が一層進む中で、適切な保健・医療・福祉の提供体制の整備が必要となっている。
- 健康寿命の延伸に向けた地域での健康づくり、難病、精神疾患、母子保健、児童福祉及び高齢者保健福祉等の幅広い分野における健康課題への対応、感染症や多発する自然災害に対する健康危機管理体制の構築等、保健師に求められる役割も変化し、拡大している。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関や地域での対策が続き、保健師の確保が喫緊の課題となっている。
- 従来からの課題として、本県の就業保健師数、行政保健師数（保健所及び市町村に勤務する保健師）のいずれも、人口10万人当たり人数で都道府県別最下位となっている。
- このような状況を踏まえ「保健師人材の養成・確保に関する検討作業委員会」を設置し、保健師人材の養成、確保、育成に関わる現状・課題を整理し、具体的取組みを検討した。

II 必要な取組み

「継続して実施していくべきもの」「取組みの充実強化が必要なもの」「今後検討が望まれるもの」に分類した。充実強化が必要なもの、今後検討が望まれる主な項目を次に記載する。

(1)人数定数について～人材確保計画の策定による計画的な人材確保～

- 保健師採用状況や定員充足、人材育成に関する現状把握
- 人材確保計画の策定と定期的評価（人事配置の最適化のための必要人数の検討、退職者等の欠員を見据えた計画が必要）
- 人事部門と事務管理部門と現場との課題意識の共有や調整・連携
- 人材確保・育成の実施者としての統括保健師の設置・役割の発揮、統括保健師と人事部門の協議
- 奨学金活用等の検討（在学中の修学資金援助 等）

(2)質の高い人材確保について～採用に関する改善～

- 採用募集・情報発信方法の検討（媒体等の拡充、保健師業務や自治体の魅力の発信、行政職と看護職両方の専門性を持つ行政保健師の魅力の発信 等）
- 採用試験の実施方法の検討（時期、回数、試験科目・内容、オンラインの導入等）
- 経験者採用者の採用条件の緩和（実務経験年数の短縮等）
- 学生等への働きかけの強化（例 小・中学校、高等学校で職業として魅力の発信等）

(3)人材の定着について～離職防止・定着支援～

- プリセプター保健師の育成（新任保健師を支援する者の育成も必要）
- 経験者枠による採用者への育成支援、育成プログラムの作成等

- 広域的なOJTの仕組みづくりと強化（例 他所属業務の経験等）
- キャリアラダーや人材育成計画策定（人事交流、学会や外部研修への派遣を含む）
- 養成機関と実習施設・現場の連携 等
- 業務改善やICT等の活用の工夫等働きやすい職場環境の整備

(4)現任教育・研修、その他人材育成について

- キャリアラダーや人材育成計画策定（学会や外部研修への派遣を含む）
（例 自治体にあった計画を作成し、人材育成の方針を明確にして発信する）
- 感染症等の専門研修や危機管理対応訓練等、専門的な教育・研修の充実
- 行政能力（委託事務の適切な遂行等）の育成
- 保健師だけでなく、組織全体で人材育成体制の整備（定期的な検討会議の開催等）
- 養成機関と実習施設・現場との連携

(5)養成機関、関係団体と連携した取組み

- 行政から養成機関への、採用情報の積極的な提供
- 県、市町村、専門機関との情報交換によるネットワークの構築（連携により困難案件への対応の幅が広がる）
- 養成機関と実習施設・現場との連携（例 県内市町村、養成機関と連携した就職説明会等により低学年からの動機づけを強化する）
- 保健師の就職におけるナースセンターの活用促進や看護協会との連携強化
- 学生と現場保健師の交流の機会の増加
- 養成機関と連携した既卒者からの就職相談の充実（例 既卒者向けの求人情報の提供）
- 看護協会等と連携した保健師の就業に関する「相談支援」や「情報共有の場」の設置

III 今後の方向性

- 本県は、全国に比べて人口当たりの保健師数が著しく低いため、全国並みの定員数の確保を目指す。また、5年・10年後の将来推計を見据えて、計画的採用をする。
- 確保・育成に当たっては、それぞれの自治体で、課題を踏まえた具体的な計画を作成し、取り組んでいく。
- 計画的な保健師の確保・育成について、統括保健師や統括的役割を担う者は、保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面の指導及び調整を行うという役割を十分に発揮する。また、市町村においても統括保健師の配置を促進する。
- 保健師数の確保だけでなく、住民の健康の保持増進や回復を図るための様々な活動を一層推進することを目指すとともに、危機管理・感染症等に対応できるような人材を育成する。
- 県及び市町村は、保健師養成機関や看護協会等の関係団体と連携し人材確保に取り組む。また、県においては自組織の保健師確保を図るとともに、県域市町村の保健師確保・育成への支援を行う。